

榎本 祐三 の 市政報告



はじめに

8月1日の館山地区の合同祭礼（100周年）、8月10日の安房神社の例大祭、そして9月16日の八幡神社の例大祭の式典に市議会議長として参列しておりますが、何れも厳粛な気持ちになります。特に安房神社の例大祭は、伝統と格式のもと厳粛に行われ、良い意味での緊張感もあります。

これらの祭典を通じて感じることは、この地方の住民（ご先祖）が天災にも負けることなく、自然との調和を基に神々のご加護に感謝し、日々寡黙にそれぞれの生業に努めてきた伝統と歴史です。私たちの館山市は、このような祭り文化を地域ごとに伝承することで、地域のコミュニティを固め、栄えてきたのではないのでしょうか。

また、9月23日に「神余かっこ舞保存会の総会」に出席してきましたが、まさしく神余地区のかっこ舞の伝承・保存は、好例だと思います。人口減少、少子高齢化、過疎化が進む現代において、市の無形文化財にも指定されている当該かっこ舞を、脈々と伝承・保存して行く活動を通じて、地域の絆を深め発展しておられることに、深甚なる敬意を表したしだいです。

東日本大震災からの復興で、被災された住民にとって何が復興の証かと聞くと、「まちに祭りが戻ったことである。」ということテレビ放映で知り、日本の祭り文化がいかに地方に根付いているかを認識したところです。

館山市の場合、この祭り文化の伝承が地域の絆を深め、活性化に繋がっているのではないのでしょうか。館山市に移住される方々にもこの祭り文化を認識・理解いただけるよう、地域でしっかりとフォローする必要があると思っています。

私の住む笠名区では、区の新年会に新区民にも出席いただき、歓迎会も兼ねて実施しています。そして若い方には青年会の入会案内があり、ほとんどの若い方が入会されて祭りに参加しています。昨今移住者の対応が問題視されていますが、移住者に対するフォローが、それぞれの地区でも適切に実施されるようにしていただきたいと願っています。

さて今回の市政報告は、定例市議会で国に対して委員会発議による意見書を提出した件、市民協働条例が制定された件、そして9月20日付の房日新聞読者のコーナーに掲載された市民の投稿記事等に関して、考えるところを報告することといたしました。

市議会として国へ意見書の提出

今回の一般質問では、多くの議員が市内小中学校、幼稚園等の普通教室へのエアコンの設置を取り上げ要望していました。マスコミ報道でも大きく取り上げられた問題ですが、

館山市の場合、市内小中学校の普通教室のエアコン設置は皆無であり、劣悪な環境にあることは明らかであります。

この問題を所管する文教民生委員会では、来年度に向けての設置を要望したところですが、館山市のような厳しい財政運営の自治体では、設置のための財源確保も難しい状況にあります。

子供たちの教育（教室）環境は、自治体の財政状況によって差があってはならず、国が責任をもって取り組むべき課題であります。このようなことから文教民生委員会では、国に対して小中学校、幼稚園等のエアコン設置のための予算拡充を求める意見書を委員会として発議したもので、本会議において全会一致で可決承認されました。

今回のような取り組みが館山市議会でも行われるようになったことは、議会基本条例に示す本来の議会活動が実践されていることの証であり、議長としてもとてもうれしく思っています。

私は議会活動の根幹は、委員会活動にあると思っており、今回の文教民生委員会の取り組みや、過去に実施した建設経済委員会による観光関連業者・団体との意見交換会、波左間漁港等の現地調査等、議員個人の活動ではなく、委員会活動の充実が議会の機能発揮に不可欠であると思っています。

今回の国への意見書提出は、近隣では初めてのことと思われませんが、館山市の財政状況を鑑みれば、議会として当然のことを実施したわけで、今後とも積極的に取り組んで行くつもりです。

市民協働条例の制定

私は、今期の公約の一つに自治基本条例の制定を掲げています。7年前の地方自治経営学会の交流会で議会改革の先進に行く、会津若松市の目黒議長とお話をする機会を得て、自治基本条例の制定に取り組みたい旨をお話ししたところ、目黒議長から「まずは議会基本条例を作り、議員の意識改革を図ることが重要です。自治基本条例は、意識改革された議員によって審議されるべきです。」とのアドバイスを受けました。

そのご指導のおかげで、館山市議会基本条例の制定に着手し、平成27年4月1日施行となったものですが、決して自治基本条例の制定を忘れていたわけではありません。執行部に対しても自治基本条例の必要性を訴えてきました。それは、これからの自治体運営が行政だけではできなくなることを予見していたからです。

館山市においては自治基本条例と言う名称ではなく、市民協働条例として今議会で発議され、議決承認されましたので、その内容について概要を紹介したいと思います。

条例の概要

条例制定の趣旨は、「市民参加及び市民協働によるまちづくりを推進するため、市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、連携、協力してまちづくりに当たることにより、誰もが住みやすく活気にあふれた魅力ある地域社会の実現を図ろうとするものである。」と明示されております。

また、前文の最後には、「市民等及び市がそれぞれの役割を分担し、どのように連携、協力していくべきなのかといった基本ルールが必要なことから、ここに『館山市市民協働条例』を制定します。」としています。

これらのことからすると、館山市は今後この条例に基づき市民参加、市民協働をまちづくりの基本としており、従来の行政主導の運営から脱皮しようとしていることがうかがえます。

特に、第3条「基本理念」と第4条「市民の役割」では重要なことが掲げられており、私たち市民もしっかり認識する必要がありますので、条文を明記いたします。

第3条「基本理念」

市のまちづくりは、将来にわたり市民の更なる幸せな生活の実現を目指すため、次の事項を前提として、市民参加及び市民協働により進めることを基本とする。

- (1) 市民参加の機会が全ての市民に開かれていること。
- (2) 市民等及び市は、相互に交流し共感と絆を深め、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (3) 市民等及び市は、対等なパートナーとして、互いの自主性と自立を尊重すること。

第4条「市民の役割」

市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの参加に努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らできることを考え、行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市民公益活動及び地域コミュニティに関する理解を深め、協力するよう努めるものとする。

その他、第5条「市民公益活動団体の役割」、第6条「地域コミュニティの役割」、第7条「事業者の役割」、第8条「市長等の役割」、第9条「市民参加の対象施策」、第10条「市民参加の方法」、第11条「市民提案」、第12条「市民協働の機会の確保」、第13条「市民公益活動の促進」、第14条「規則への委任」が明記されております。

今後の課題

さて、市民協働条例はできましたが、この条例に基づいて活動するための基本的な必須要件は、市民の皆様への市政に対する関心と参加です。

第4条の「市民の役割」にも明記されているように、市民の皆様は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりの参加に努めることが前提となっているのです。先般の房日新聞の投稿記事にもあったように、今までのようなお役所任せの時代が終わっていることを認識する必要があります。

しかしながら、第9条で「市民参加の対象施策」として、市民参加の対象とされる施策は限定されています。したがって、執行部は条例にしっかりと準拠して市民の参加を促す必要があります。そうでなければ、この条例を制定した意味がありません。間違っても自分たちの都合によって、市民参加が左右されることがないようにしてもらいたいと思っています。

房日の投稿記事から思うこと

9月20日の房日新聞の読者のコーナーの投稿記事「責任をもって本質を見抜こう」を読んで、考えるところがありましたので報告したいと思います。

館山市の財政の状況

館山市が第3次行財政改革方針（平成30年～34年）を掲げて実行するのは、このままで推移すると平成34年度には、一般家庭の普通預金にあたる財政調整基金が枯渇し、赤字に転落するからです。

本改革方針を答申した行財政改革委員会の山本委員長は「館山市は少子高齢化・人口減少が進行し、市税収入が減少する一方、社会保障関連経費は増加の一途を辿り、加えて喫緊の課題である大規模事業を控えており、危機的な状況であるとの結論に達しました。」との答申をされています。

市長は、室議員の今議会での一般質問に対して「館山市の財政は危機的状況にない。」と答弁していますが、山本委員長の答申の言葉をどのように市民に説明するのでしょうか。財政の実態を市民の皆様が共有しなくて、館山市の行財政改革などできるはずはないと思うのですが、皆様はどうお考えになるのでしょうか。

市長選挙の争点

房日新聞の読者のコーナーの投稿記事「責任をもって本質を見抜こう」でも主張されていましたが、この度の市長選挙は抽象的な努力目標の羅列で戦うのではなく、前述した館山市の最大の課題である財政の現実に対して、どのように対処するのか訴えてもらいたいと思うのです。

市民協働条例の主旨も、市民に課題を共有してもらうことが基本ではないでしょうか。そうであるならば、「館山市の財政は危機的状況にない。」と市民に明言される市長は、どのようにして館山市の厳しい財政の現実を共有してもらおうのでしょうか。

選挙の争点は、まさしく館山市の大きな課題である行財政改革について、自らの考えを訴えるものでなければならぬと思っています。そうでなければ、館山市は行財政改革方針の分析のとおり、数年後には破綻することになると危機感を持っています。

おわりに

館山市を良くしようとする議会ならば、執行部（市長）の提案に是々非々で対応するのが本筋（責務）で、執行部が提出した議案を深く議論することなく、毎回すべて了承するようなら、議会は必要ないと思っています。

また、市長も議員も同じように市民から選挙で選ばれるので、2元代表制と言われているわけですが、議会が市民の意見を吸い上げて施策や事業の実現を執行部に求めるのは当然の責務と思っていますし、そのような議会を目指していくつもりです。

さて今回の市長選挙は、館山市の将来を左右する重要な選挙と認識しています。それは前述したとおり、館山市の財政が危機的な状況下での選挙だからです。候補者にはこの状況をどのように克服するのか訴えてもらいたいと思っています。

房日新聞の投稿記事で、ごみ処理施設の建設に関して、君津4市の計画に乗ろうとする2市1町のように、広域のこの事業から離脱した館山市も、財政面から伏して参加をお願いしてはどうかという意見がありました。「市民に頭を下げる首長ではなく、市民のために頭を下げる首長を望んでいるのは私だけでしょうか。」という最後の言葉に、重くのしかかるものがありました。政治を志す私たちが忘れてはならない大切な言葉と思います。